

平成29年1月17日開催の部長会議の報告をします。

部長会議報告書

平成29年1月17日(火)

3階第2会議室9:15～

1. 議題・課題等提案

(1) 議会事務局

1. 政務活動費について

(1) 現状

政務活動費は、地方自治法に基づき地方議員の調査研究や、その他の活動に役だてる経費の一部として、自治体から議会における会派や議員に対し公費として支給される費用である。現行の制度は、平成13年度に制度化された政務調査費が、平成24年9月の地方自治法改正により政務活動費制度と改められたものである。

政務調査費は使途が調査研究に限られていたが、改正によりどのような使途の支出を政務活動費として認めるかについては、各自治体によって決定されることとなった。

本市では、政務活動費の交付にあたり条例及び規則等を整備し、その上で適正な支出の指針を定めた手引きを作成し、使途や経理方法を定めている。

昨年、富山市議会での不正使用を発端として、次々と政務活動費の不適切な使用の問題が浮上した。また、交付された政務活動費を使い切るため年度末に不自然な支出が繰り返されている点も問題となっている。現在、議員1人当たり月額5万円を会派等に支給している。

平成27年度の支給実績は表のとおり

(2) 課題

近年、全国的に議員による政務活動費の不正受給問題が後を絶たない。多くの議会は透明性を高めるため、使い道を明らかにする収支報告書を公開したり、証拠となる領収書の提出を義務付けたりする対策を講じているが、それでも領収書を偽造して、不正請求する手口を防ぐことはできず、不正防止に効果を挙げているとは言い難いのが実情である。

■チェックの限界

政務活動費の対象は調査研究費や事務費など幅広いが、議会事務局では「領収書などは事務的に整っていれば受け付ける、支出先1つ1つを確認できない」状態であり、恒常的に裏付けまでは取り切れない。結局は、各議員の良識に委ねられることになる。

(3) 今後の取り組み

【これまでの主な取り組み】

平成25年2月 地方自治法改正に伴い「桑名市議会政務活動費の交付に関する条例」「同条例施行規則」を改正。透明性を確保していくため使途基準等を定めた「手引き」を作成

平成28年10月 施行規則第2条に政務活動費の交付申請の可否について第4項を追加

【今後の取り組み】

■他自治体の先進的な取り組み事例

京都府京丹後市「後払い制」、北海道函館市「Webで公開」、神奈川県横須賀市「Webで公開」、大阪府「Webで公開」

■透明性で抑止を

全国的な流れからも、まずは、領収書等のインターネット公開が必要となると考える。Webに公開することで、誰でも簡単にチェックすることができ、透明性を高めることが可能となるが、議会事務局としても、領収書や報告書が不正なものではないのかをしっかりとチェックしていくことが必要と考える。

2. 行政視察の受け入れについて

(1) 現状

本市には、例年多くの地方議会が行政視察に訪れている。平成26年度は19自治体124人、平成27年度は20自治体205人、本年度は4月から12月末まで13自治体97人となっている。

なお、今年度から視察時の資料代を1人当たり500円から1,000円として徴収を行っており、12月末現在で91,000円の収入となっている。

平成28年度の行政視察受入実績は表のとおり

(2) 課題

毎年、多くの視察を受け入れているが、視察地から次の視察地への移動の途中で本市議会を訪れるケースがいくつか見受けられ、市内での宿泊等による経済効果が少なく、この点が課題となっている。

(3) 今後の取り組み

現在、視察による宿泊や消費に伴う経済効果は微々たるものである。今後は、視察の受け入れの際、市内での宿泊、もしくは食事を行うことを条件に付すことを検討していく。

3. 議会報告会について

(1) 現状

市議会では、平成23年に制定した桑名市議会基本条例に基づき、年2回（3月議会終了後、9月議会終了後）市内4会場で議会報告会を実施している。

参加人数の推移は表及びグラフのとおり

(2) 課題

多くの市民に参加いただくため、休日開催や開催時間帯の検討、意見交換の時間を増やす等の改革に取り組んできたが、参加人数の減少に歯止めがかからず、今年度、議会報告会の抜本的な変更に向けて議員間で協議を進めている。

(3) 今後の方向性

議会報告会の開催方法の変更点は、「市内4か所で年2回」開催していたところを「中学校区を基本とした市内8か所で年1回」とし、市民との意見交換会を中心とした構成を予定している。

また、議会報告会とは別に「桑名市議会いきいきトーク」を随時開催する。これは新しい試みで、市民の方が開催日時や場所を指定し、その会場へ議員自らが出向いて意見交換を行うものである。このいきいきトークは、意見交換内容等を事前に申込者から連絡いただき、市議会側からは、まず「議会のしくみについて」「議会活動及び委員会活動について」の2点を簡単に報告し、その後、事前に申込の意見交換会の内容に沿って、申込者と議員との意見交換を進めて行くものである。

これらの、内容は平成29年度から実施を予定しており、実施に必要となる条例改正及び要綱の整備を順次進めている。

(市長、副市長の意見)

- ・ブランド推進課において作成した「別冊 平成28年広報くわな本物力特集 総集編」を議員視察の配布資料として販売してもらいたい。視察に来た議員は、視察報告などで首長に報告することから、本市のPR効果が期待できる。介護など福祉部門での行政視察が多いと思うが、行政視察でもこの冊子の販売をしてもらいたい。

- ・行政視察においても資料代を払ってもらうようになったが、その視察に対しておもてなしをするためのお茶代などを歳出予算として認めていくべきではないか。

- ・良い取組みをやっているのだから、官庁速報などを使って外向けに情報発信していく必要がある。広報を所管するブランド推進課で情報を発信していく仕組みを明確にして、全庁に周知してもらいたい。

- ・良い取組みなどの情報を発信していくことで、本市への行政視察が増えて、本市内での宿泊や食事をしてもらうことで経済効果が向上する。

2. その他

- ・予算特別委員会について（総務部）

議会に対する新年度予算案の説明は、まず、2月6日に、去年は「予算特別委員会」だったが、今年は「全員協議会」の形で財政部局から当初予算案の概要と主な事業等を説明する。少し日を置いて「予算特別委員会」として、2日間にわたり一日目2月17日(金)と二日目2月20日(月)に、各部局入れ替えで予算書や事業概要書を用いた当初予算案の説明を、併せて、この時に「事業評価対象事業への対応状況」も説明していただく。

この段階では議員側からの質疑は行われないのである。出席者は、昨年同様、できる限り少なく済むように、部長あるいは理事と、各部局の主管課長が説明を行うよう、出席者は説明者のみを基本とする。

一日目と二日目の割り振りや説明順序は、議会事務局として今のところ昨年どおりで考えていると聞いている。順序が決まり次第改めて連絡するが、昨年を前提に予定をしていただきたい。

議会からは、予算、決算ともに当局側からの簡潔な説明を求められている。特に、当初予算は、人件費に関して「一般職給は、職員何名分の給料、職員手当、共済費でございます。」といった説明は要らないと言われているので不要とする。

なお、今回、資料として財務会計システムから出力する「予算内示書」を一式、議会事務局に紙ベースで提供する予定である。

そのほか「予算特別委員会」に関してお知らせやお願いすることがあればメールで連絡するので、よろしくお願ひしたい。